

入会金及び会費に関する規程

(2018年7月30日 制 定)

(2019年3月29日 一部改正)

(2020年4月30日 一部改正)

(2024年10月25日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第11条の規定に基づき、協会の業務及び運営の財源に充てるための入会金及び会費、預託金の額並びにこれらの納入方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入会金

(入会金の額)

第2条 定款第11条第1項に定める入会金の額は、次のとおりとする。

- (1)第一種会員 200万円
- (2)第二種会員 200万円
- (3)第三種会員 無し

(会員でない会社と会員の合併等による入会金の取扱い)

第3条 会員でない会社が会員と合併等を行った場合において、次の各号の一に該当するときは、入会金の納入は免除する。

- (1)会員でない会社が会員と合併し、新設された会社が会員となる場合
- (2)会員でない会社が会員と合併し、会員でない会社が存続会社として新たに会員となる場合
- (3)会員でない会社が会員から営業譲渡を受け、会員でない会社が新たに会員となる場合（ただし、営業譲渡を行った会員と新たに会員となる者が、人的かつ資本的継続性を有している場合に限る。）。

- 2 前項各号において、会員でない登録暗号資産交換業者若しくは登録金融商品取引業者が会員と合併し、新設された会社が会員となる場合若しくは会員でない登録暗号資産交換業者若しくは登録金融商品取引業者が存続会社として新たに会員となる場合、又は会員でない登録暗号資産交換業者若しくは登録金融商品取引業者が会員から営業譲渡を受け、会員でない登録暗号資産交換業者若しくは登録金融商品取引業者が新たに会員となる場合、新たに会員となる者は、第2条第1項第1号と同項第2号の差額を入会金として納入する。

(入会金の納入)

第4条 入会金の納入義務の発生日は、理事会において入会の承認を受けた日とす

る。

- 2 入会金は、前項の理事会における入会承認の通知が入会申請者に到達した日から起算して1か月以内に、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入するものとする。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

第3章 会費

(会費の額)

第5条 定款第11条第1項に定める会費の年額は本規程別紙のとおりとする。

(納入義務の発生日)

第6条 会費の納入義務の発生日は、毎事業年度の4月1日とする。

(納入期限)

第7条 会費の納入期限は、毎事業年度の前年度の最終銀行営業日とする。

- 2 事業年度途中で入会した会員の会費は、本規定第4条第1項の理事会における入会承認の通知が入会申請者に到達した日から起算して1か月以内とする。

(事業年度途中での会員の異動の場合の取扱い)

第8条 事業年度途中での入会、会員区分の変更があった場合の取扱いは、次による。

- (1)事業年度途中で入会した会員の会費は、入会の承認を受けた日の属する月に入会したものとした会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。
- (2)事業年度途中で会員区分に変更があった場合の会費は、変更のあった日の属する月に変更したものととしてそれぞれの会員期間に応じ、月を単位とした月割計算を行う。
- (3)第一種会員から第二種会員に変更になった場合の会費の差額は返還しない。

(納入の方法等)

第9条 会費は、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入する。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

(その他)

第10条 定款第11条第2項に定める特別会費の額および納入、その他の必要事項はその都度、理事会において決定する。

第4章 預託金

(預託金の額)

第11条 定款第11条第4項に定める預託金の対象会員および預託金額は次の通りとする。

第一種会員 300万円

(会員でない会社と会員の合併等による預託金の取扱い)

第12条 会員でない者が会員と合併等を行った場合において、会員の有する預託金の債権者たる地位を引継ぎ、会員でない者が会員となる場合には、当該新たに会員となる者が、会員が引き継いだ預託金を納付すべき前条の預託金の一部に充当するものとする。ただし、引き継いだ預託金の額が充当すべき預託金の額よりも大きい場合にはその差額を返還する。

(預託金の納入)

第13条 預託金の納入義務の発生日は、理事会において入会の承認を受けた日とする。

2 預託金は、前項の理事会における入会承認の通知が入会申請者に到達した日から起算して1か月以内に、協会が指定する金融機関の協会口座への振込みにより納入するものとする。なお、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

3 前条第2項の納入義務の発生日は合併の日又は営業譲渡を受けた日とし、納入義務の発生日から起算して1か月以内に納入するものとする。

(預託金の返還)

第14条 協会は会員が退会した場合には、退会日の属する日の翌月末に預託金を返還する。

2 協会は第一種会員が他の会員種別に変更となった場合には、会員種別の属する日の翌月末に預託金を返還する。

附則

当規程は2018年8月1日より施行する。

附則(2019年3月29日 一部改正)

本改正は、2019年3月29日から施行する。

附則(2020年4月30日決議)

本改正は、2020年5月1日から施行する。

附則(2024年5月10日決議)

本改正は、2024年10月25日から施行する。

別紙

会費年額について

入会金及び会費に関する規定第5条に定める会費の年額は次のとおりとする。

(第一種会員)

会員業務種別	年会費
暗号資産交換等取引業務	7,200,000円
(追加) 暗号資産デリバティブ取引業務	2,400,000円
(追加) 電子決済手段発行業務	7,200,000円
(追加) 電子決済手段仲介業務	2,400,000円
暗号資産交換等取引業務及び暗号資産デリバティブ取引業務	9,600,000円
(追加) 電子決済手段発行業務	7,200,000円
(追加) 電子決済手段仲介業務	2,400,000円
暗号資産デリバティブ取引業務	7,200,000円
(追加) 暗号資産交換等取引業務	2,400,000円
(追加) 暗号資産カストディ業務	2,400,000円
(追加) 電子決済手段発行業務	7,200,000円
(追加) 電子決済手段仲介業務	2,400,000円
暗号資産カストディ業務	3,600,000円
(追加) 暗号資産交換等取引業務	3,600,000円
(追加) 暗号資産交換等取引業務及び暗号資産デリバティブ取引業務	6,000,000円
(追加) 暗号資産デリバティブ取引業務	6,000,000円
電子決済手段発行業務	7,200,000円
(追加) 暗号資産交換等取引業務	7,200,000円
(追加) 暗号資産交換等取引業務及び暗号資産デリバティブ取引業務	9,600,000円
(追加) 暗号資産デリバティブ取引業務	7,200,000円
(追加) 暗号資産カストディ業務	3,600,000円
電子決済手段仲介業務	3,600,000円
(追加) 暗号資産交換等取引業務	6,000,000円
(追加) 暗号資産交換等取引業務及び暗号資産デリバティブ取引業務	8,400,000円
(追加) 暗号資産デリバティブ取引業務	6,000,000円

(第二種会員)

新規で第二種会員入会の場合、年会費は一律3,600,000円とする。

既存会員が他業務を追加する場合は、該当する第一種会員の年会費の半額とする。

既存会員が他業登録する場合は、協会へ変更申請時から第一種会員に登録される間は、第二種会員会費が発生する。

(第三種会員)

第三種会員の年会費は一律1,000,000円とする。

以上